

2. 食事における災害時要援護者の特徴と支援内容のポイント

対象者	支援のポイント
乳幼児	<p>●食数の回数を多く 乳幼児は、日々の健康維持だけでなく、発育・発達のための栄養素等の摂取が必要である。体重当たりの必要量が多いにもかかわらず、消化器官などの内臓が未熟であるので、授乳回数や食回数も1日3回の他に間食を与えることが大切である。</p> <p>●ストレスに注意 生活環境の変化を敏感に受けて、ストレスなどから食べなくなることや夜泣き等が現れることもある。保護者にとってもストレスになることから、遊び場の確保や保育ボランティアからの支援等を考慮することが重要である。</p> <p>●食事性アレルギーの乳幼児の場合 避難所では備蓄食品・救援物資等で対応を行い、それらでの対応が困難な場合は、アレルギー用食品の要請を行う。</p>
高齢者	<p>●脱水に注意 高齢者の場合は、体内水分量が少なく簡単に「脱水」になってしまう。一般に体内の水分が失われると疲労感、食欲不振に繋がる。特に、災害発生後の避難所生活では、トイレが遠かったために夜間頻尿、失禁を恐れるため意図的に摂取制限を行いやすい状況にある。また、風邪などの発熱や、糖尿病などの多尿、感覚機能低下のため口渇感の低下など、高齢者は容易に脱水に陥ってしまう。 水分は、安静にしている時でも1日1.5リットル、通常は2.5リットルが必要であり、心臓や腎臓に病気がある、医師に水の摂取を注意されていない場合を除いては、食事以外にも水分補給を行う必要がある。そのため、日頃よりペットボトルなど多く用意するとともに、トイレが遠い場合も考えて、排泄がしやすいポータブル用品などの備えも必要である。</p> <p>●低栄養に注意 高齢者の場合、食事の好みが多岐になり、また、野菜の煮物や漬物などが中心の場合はたんぱく質等の不足による低栄養が心配される。避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べにくい、意識しないと摂りにくい乳製品を取り入れることや、離乳食や嚥下困難者用の食事を活用するなどして積極的に食事を摂ることが大切である。</p> <p>● 備蓄のポイント 普段軟らかいご飯やおかゆを食べている人は、かゆ缶詰やレトルトおかゆを用意しておく。市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体調が悪いときに活用できる。 高齢者や虚弱者は水分が多いと飲み込みにくいことがあり、水分の多い食品やミキサーにかけた食品にトロミを付けるためにトロミ剤を活用(嚥下が困難な人の対応)する。 【特別用途食品の利用】 ・そしやく困難者用食品 ・そしやく・嚥下困難者用食品 (医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>

<p>高血圧</p>	<p>●血圧に注意 高血圧は動脈硬化を招き、さらに虚血性心疾患や腎臓病、脳血管疾患を引き起こす原因の一つである。避難所での生活は、環境の変化、悩み事のストレスで血圧が高くなりがちである。</p> <p>●食生活のポイント 【塩分を控える】 ストレスが原因となる高血圧の場合は、減塩による大きな効果は期待できないが、塩分を控えることは重要である。</p> <p>【体重管理】 肥満は血圧を上げる原因の一つである。避難所生活では活動量も減り、支給品は高エネルギー食品も多いことから体重管理は大切である。</p> <p>【アルコール摂取】 アルコールの摂取が多すぎると、血圧が高くなる。</p> <p>【服薬状況】 高血圧や心臓疾患などでワーファリンが含まれている薬が処方されている場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれているビタミンKがワーファリンの効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は摂取しないようにする。 緑黄色野菜や海藻類など通常の食事ではあまり問題にする必要はない。</p>
<p>糖尿病</p>	<p>●血糖のコントロール 糖尿病は、血糖のコントロールが基本となる。被災した場合は、不規則な食事になり、また、支給品は高エネルギーの食品が多く、野菜が不足がちになる。</p> <p>●食生活のポイント 【バランスとリズム】 糖尿病の食事では、食べてはいけない食品はないが、エネルギー量を抑え、ビタミン、ミネラル、食物繊維を摂るようにする。エネルギーの範囲内の食事でも1食だけに集中して食べると血糖の変動が大きくなるので、1日3食、規則正しく適量食べるようにする。</p> <p>【菓子・嗜好品】 甘いお菓子やアルコールは、食事が不規則になり、血糖の上昇に繋がるので控える。</p> <p>【服薬状況】 インスリン薬を使用している場合は、低血糖になる場合もあるので、食事内容を守ってアルコールを控える。</p> <p>【特別用途食品】 ・低カロリー食品の利用 ・糖尿病調整食品組合せ食品 (医師にエネルギー摂取量の制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>
<p>腎臓病</p>	<p>●病態に応じた指導 食事の基本は、腎臓の負担を少なくして病気の進行を遅らせるため、病態に対応した指導が必要である。</p> <p>●たんぱく質の制限 たんぱく質が代謝されると老廃物が体内に残るので、大量に摂取すると腎臓の負担が大きくなる。 たんぱく質の制限を伴う場合が多く、病者用の特別用途食品を用いるとよい。また、良質なたんぱく質を制限範囲内で摂取する必要がある。</p>

腎臓病	<p>●十分なエネルギー量 エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。また、細胞内のカリウムが血液に流出し、カリウム濃度の上昇が心臓に負担を与える。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要がある。油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物を活用する。</p> <p>●カリウムの制限 腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こしたりする危険があるので、医師の指示がある者は制限を守ることが大切である。 ※食品は水にさらす。ゆでこぼす。煮豆や果物はカリウムを多く含むので注意する。 お茶の玉露、抹茶はカリウムが多いので注意を要する。 【特別用途食品の利用】 ・低たんぱく質食品の利用 ・減塩食調整食用組合せ食品 (医師にたんぱく質の摂取量の制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用することが適当)</p>
食物アレルギー	<p>●指導のポイント 乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。災害初期には個別対応が困難なことが予測されるので、平常時から家庭での備蓄(3日分程度)が何より重要である。また、災害時には避難所に、アレルギー用食品の手配や栄養相談を開設するなど素早く対応する。</p> <p>●特別用途食品の活用 アレルゲン除去食品の手配(医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示された場合に限り用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用すること)</p> <p>●加工食品に含まれるアレルギー表示の活用 ・必ず表示される7品目(特定原材料) →えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生 ・表示が勧められている18品目(特定原材料に準ずるもの) →あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</p>

～食事の配慮が必要な人への対応～

【平常時の備え】

- 1 平常時より保健師等と連携し対象者をリスト化する。
- 2 災害時には特殊な食品の入手が困難なため、各家庭において必要な食料等の備蓄(3日分程度)を勧める。また、入手方法等に関する情報を提供する。

【災害時の対応】

- 1 リスト化した対象者の避難先を把握し、保健師等と連携し食事状況等を確認する。
- 2 必要な支援を行う。(特別用途食品の手配、栄養相談)
- 3 食事の困り事に対応するために、避難所に栄養相談のチラシ等を掲載し、広く周知する。(住民自らが申し出るような体制づくりが大切)

3. 大和郡山市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）

大和郡山市災害時要援護者避難支援計画

1. 目的

この制度は、大和郡山市（以下「市」という。）が災害時に支援が必要となる高齢者や障害者等に対し、地域の協力により、早期に安全な場所に避難ができるようにするための支援体制等について定める。

2. 対象者

この制度の対象者は、下記(1)～(8)に該当する者であって災害時に自力で避難することができないなど、避難にあたり支援を要し、かつ、家族等の支援が得られない虞がある者（以下「要援護者」をいう。）で、在宅で生活している者とする。

- (1) 70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- (2) 介護保険要介護認定者（要介護3以上）の方
- (3) 身体障害者（身体障害者手帳1～2級）の方
- (4) 知的障害者（療育手帳A）の方
- (5) 妊産婦及び乳幼児
- (6) 日本語に不慣れな在住外国人
- (7) 難病患者
- (8) その他、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とされる方

3. 災害時要援護者名簿の整備

市は、要援護者の所在等を確認し避難支援を行うため、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）を作成する。作成にあたっては、高齢者については要介護認定の結果や高齢者現況調査の情報を、障害者については身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の情報を活用する。

(1) 要援護者名簿の意義

市関係部局と自治会、自主防災組織、民生児童委員等との情報共有及び相互連携を図り、地域ぐるみで要援護者の的確な避難支援を実施するための基礎資料とするもの。

* 市関係部署等

市民安全課、厚生福祉課、こども福祉課、介護福祉課、地域包括支援センター、保健センター、総務課、市民課、消防本部通信指令室、社会福祉協議会福祉課、

(2) 要援護者名簿の種類、作成方法、取扱い

要援護者名簿は、同意者名簿及び不同意者名簿とする。

ア 同意者名簿

災害時要援護者避難支援制度への登録と、要援護者の住所、氏名、連絡先等の個人情報に災害前にあらかじめ地域の自治会、自主防災組織、民生児童委員等に提供することについて、別紙「大和郡山市災害時要援護者避難支援制度登録申込書」を提出した者のみの要援護者名簿を作成する。

イ 不同意者名簿

大和郡山市が関係機関から収集した対象者名簿から、前記に記載した同意者を除外した要援護者を、不同意者として要援護者名簿を作成する。

ウ 要援護者名簿の取扱い

要援護者名簿は、次の表に定めるとおり取扱う。

要 援 護 者 名 簿	名簿の種類	取 扱 い	
		同意者名簿	平 時
		避 難 情 報 発 令 時	原則として同意者名簿は1年ごとに更新したものを提供し、その際に更新前の名簿を回収する。
	不同意者名簿	平 時	・市関係部署等に備えることに限定する。
		避 難 情 報 発 令 時	・避難情報発令後、速やかに、自治会、自主防災組織、民生児童委員等に提供する。 ・提供した不同意者名簿は、災害対応終了時に速やかに回収する。

<不同意者名簿を避難情報発令後に提供可能とする根拠>

個人情報の保護に関する法律（抄）

（利用目的による制限）

第16条第3項第2号により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

大和郡山市個人情報保護条例（抄）

（利用の制限）

第9条 実施機関は、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

④個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 （第1号・第2号・第3号・第5号(略)）

(提供の制限)

第10条 実施機関は、当該実施機関以外の者に個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

④個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるき。

⑤他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないと認められるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(第1号・第2号・第3号(略))

(3) 要援護者名簿の管理

要援護者名簿の市全体名簿は、市民安全課が保管する。

要援護者名簿のうち同意者名簿について、自治会及び自主防災組織、民生児童委員はそれぞれの所管分を保管する。

* 支援業務以外の目的に利用し、又は、盗難若しくは外部への漏洩がないように厳重に管理する。万一、要援護者名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

4. 平時における支援体制

(1) 市は、同意者名簿を個人情報の保護に配慮しつつ、自治会、自主防災組織、民生児童委員等と情報を共有する。

(2) 自治会、自主防災組織、民生児童委員等は、同意者名簿の情報をもとに要援護者ごとの避難情報の伝達や安否確認、避難支援等についての避難支援プランを整備する。

特に、自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日頃から良好なコミュニケーションづくりに努め、要援護者の避難支援体制の整備に努める。

5. 避難情報の伝達等

(1) 市は、避難情報を多様な方法(広報車や自主防災組織及び自治会長並び消防団への電話、携帯電話での市民安全メールやマスメディア等)により住民に伝達する。

* 同報系防災行政無線等の整備が整った場合には、この体制も加える。

(2) 市は、避難情報を発令したときは、不同意者名簿を自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防署、消防団等に提供し、情報の共有に努める。

(3) 市は、要援護者の避難状況について、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防署、消防団等を通じて情報収集を行い、状況によっては介護施設等への緊急入所等の対応を行う。

(4) 避難情報の伝達を受けた自治会、自主防災組織、警察、消防署、消防団等は互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、要援護者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。

* 安全な場所とは、必ずしも市指定避難所に限らず町内で定めた避難所で差し支えないものとする。また、例えば水害時にひざ近くまで浸水しているような場合は、避難所へ避難することはかえって危険を伴うため、自宅の2階などへの在宅避難も考慮する。

6. 避難支援者

市は、自治会、自主防災組織、民生児童委員等と連携し、災害時に要援護者の安否確認や避難支援等を実施する人(以下「避難支援者」という。)を原則として、要援護者の属する自治会や自主防災組織等の構成員の中から、あらかじめ2人以上を選任するよう努めるものとする。避難支援者は、要援護者にかかる個人情報を持する。

市は、避難情報を自治会や自主防災組織、消防団の長等を通じ、避難支援者に伝達してもらい、避難支援者は要援護者の安否確認や避難支援等を実施する。

ただし、避難支援者は自ら、震度5弱以上と判断(テレビやラジオ等での確認は不要)した地震の場合や、要援護者に災害の危険が迫ると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

< 気象庁震度階級表 = 震度5弱 >

人 間	屋内の状況	屋外の状況
多くの人が身の安全を凶ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。

7. 心身のケア等

市は、避難所開設時や仮設住宅が設置された場合の入居者又は在宅の高齢者、障害者等に対し、心身のケア、生活不活発病予防等のための指導及び支援を行う。このため、保健師、介護士等による相談、巡回等及び民生児童委員、ボランティア等による相談、見守り等を実施する。

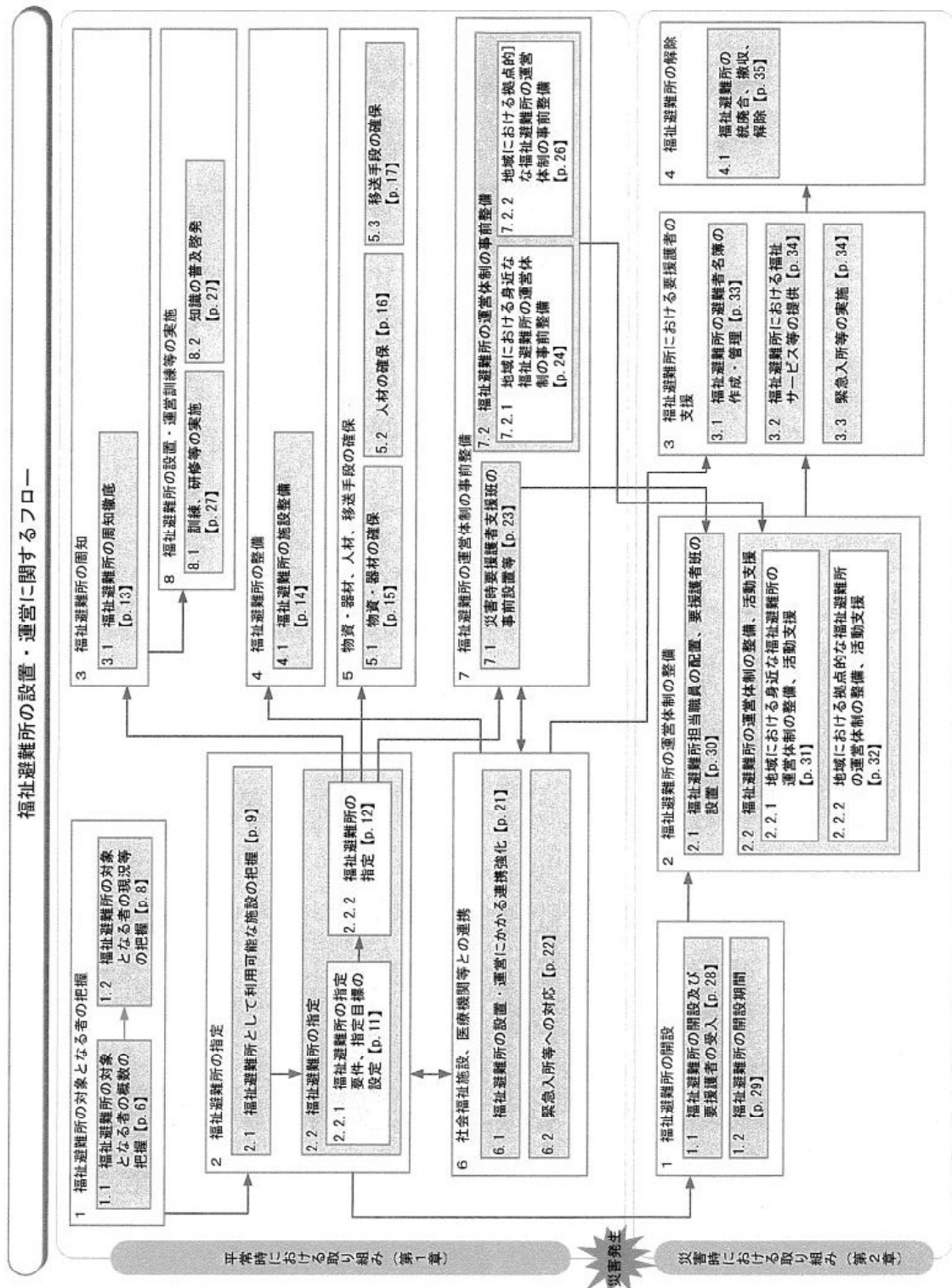
8. その他

- (1)この計画は、避難支援者のボランティア精神に基づく支援が中心であり、要援護者の希望により要援護者名簿に登録されても、災害時の支援が必ず受けられることを保証するものではない。
- (2)この計画は、必要に応じて見直しを行う。
- (3)この計画は、平成21年3月25日から実施する。

附 則

この計画は、平成24年10月1日から実施する。

4. 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン(国作成分)の概要



5. 平群町福祉避難所設置・運営マニュアル

目次

第1章 はじめに

本マニュアルの目的

福祉避難所の定義

福祉避難所に指定する施設の基準

福祉避難所の利用対象となる者

第2章 平時における取り組み

福祉避難所の利用対象となる者の把握

福祉避難所の指定

福祉避難所の周知徹底

福祉避難所の施設整備

物資・器材、人材、移送手段の確保

社会福祉施設、医療機関等との連携

福祉避難所運営体制の事前準備

第3章 災害時における取り組み

福祉避難所の開設

福祉避難所の運営体制の整備

福祉避難所の運営

福祉避難所における要援護者の支援

福祉避難所の閉鎖

様式集 (省略)

【様式1:避難者名簿】

【様式2:物資・食材依頼伝票】

【様式3:避難所物品受払簿】

第1章 はじめに

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できるように、平時から町が実施すべき取組や災害時に実施すべき取組について簡潔に示すことを目的としています。

2 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要援護者等（以下、「要援護者」という）を対象に開設される避難所と定義します。

3 福祉避難所に指定する施設の基準

福祉避難所は、次に掲げる基準を満たす施設とします。

- 原則として、土砂災害警戒区域や浸水想定区域外に位置すること
- 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること
- 対象とする避難者に適する物理的障壁の除去（バリアフリー化等）がされていること

4 福祉避難所の利用対象となる者

福祉避難所の利用対象となる者は、原則として町要援護者避難支援マニュアルに基づく対象者であって、体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とします。

ただし、本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を踏まえ、次に掲げる者を優先して避難させることとします。

- 車いす利用者、視覚障がい者及び介護を要する者等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な者
- 自閉症、精神障がい、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な者で、現に避難している避難所での対応が困難な者

※なお、上記に該当するか否かは、通常の利用者に避難してきた者の中から当該避難所に配置された町職員によりこれを判断することを原則とします。

第2章 平時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握

町は、要援護者の登録制度により、要援護者名簿を作成するとともに、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等について適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握しておきます。

(参考) 災害時要援護者避難支援マニュアル(平成21年1月:平群町)に基づき把握されている要援護者の基準

- ・ひとり暮らしの高齢者(75歳以上)
- ・介護認定者(要介護4, 5)
- ・高齢者のみの世帯(75歳以上)
- ・身体障がい者(児)(身体障がい者手帳1種)
- ・知的障がい者(児)(療育手帳A判定)
- ・精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳)

2 福祉避難所の指定

(1) 指定福祉避難所

町では、災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦などの要援護者を受け入れるため、バリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有している「地域包括支援センター」、「はなさと保育園」を福祉避難所として指定します。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

また、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていません。

(2) 福祉避難所の役割

ア 福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦など一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要援護者が、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所であるため、要援護者の障がいの状態や心身の健康状態等を考慮して、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。

イ 要援護者は、精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる最低限の家族も受け入れていきます。

ウ 町では、2か所の施設を福祉避難所として指定していますが、避難所で

の生活が困難な高齢者、障がい者は「地域包括支援センター」、妊産婦や乳幼児は「はなさと保育園」の利用を想定しています。また、想定を超える規模の災害に備え、民間の社会福祉施設等で災害時に民間福祉避難所として協力してくれる施設と協定書を締結するなど、災害時における要援護者の受入れ体制を整備します。

エ 避難者への最低限の生活支援は公平に行います。また、要援護者の特別なニーズについては、個別に対応します。

＜生活支援の内容＞

- ・生活場所の提供
- ・水、食料、生活物資の提供
- ・トイレなどの衛生的環境の提供
- ・情報の提供、交換、収集

オ 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努めます。

3 福祉避難所の周知徹底

インターネットや広報誌などを通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求めます。要援護者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生児童委員や支援団体を通じて周知を図ります。

4 福祉避難所の施設整備

要援護者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努めます。

5 物資・器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・器材等の確保

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるよう、防災協定の締結など事前対策を講じます。

なお、福祉避難所で必要となる物資・器材の例は次のとおりです。

	要援護者対応物資・器材
食料・水	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク離乳食、栄養補助食品、 疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポ ット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、マット等
その他	ポータブルトイレ

（２）人材の確保

福祉避難所における要援護者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、町内の介護サービス提供事業者と防災協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所における介助員の確保に努めます。また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

（３）移送手段の確保

避難所から福祉避難所への移送に関しては、福祉車両、救急車両の手配も含め、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるように県や関係機関等と協議・検討します。

６ 社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、社会福祉施設や医療機関等と協力が necessary になることから、日頃より情報を共有するなど連携強化に努めます。

また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者との防災協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

（２）緊急入所等への対応

福祉避難所は、福祉施設に入所していない者が対象となります。したがって、専門的なケアを要する障がい者、難病患者・人口透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。

また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

このため、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請

系統を定めるなど、連携を図ります。

7 福祉避難所運営体制の事前準備

(1) 福祉避難所運営体制の整備

災害時に福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名するなど体制を整えます。

なお、施設の運営体制を阻害することのないよう、施設管理者や施設職員と十分協議し、役割を明確にします。

(2) 福祉避難所運営に係る人材及び資機材の事前準備

災害発生時等に福祉避難所の速やかな設置・運営ができるよう、有資格者等の専門的な人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）を確保するため、事前に関係団体・事業者等と防災協定を締結するなどの連携を図ります。

また、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保するため、事前に関係団体・事業者等と防災協定を締結するなどの連携を図ります。

第3章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び要援護者の受け入れ

ア 町は、災害が発生した場合で、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設します。

イ 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要援護者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。

ウ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の利用対象となる高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れます。

エ 受け入れスペースは、避難者一人当りの面積を概ね3.3㎡（畳2畳分）とします。

(2) 福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として、災害の発生の日から最大限7日以内です。

しかし、大規模災害等の場合で、どうしてもやむを得ず7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に施設管理者等と協議し必要最小限の期間を延長します。

2 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置

ア 町が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせます。当初は24時間対応が必要な場合も考えられるため、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保します。また、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図ります。

イ 町は、福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所の要援護者支援に従事する者の確保に努めます。

ウ 要援護者支援に従事する者は、要援護者からの相談等に対応するとともに、介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット等の物資・備品の提供など福祉避難所で対応できないニーズについては、町の災害対策本部に迅速に要請します。

(2) ボランティアの受け入れ

ア 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容について災害ボランティアセンター（保健福祉センター「プリズムへぐり」）に要請します。

イ 災害ボランティアセンターにおいて調整されたボランティアを受け入れます。

ウ ボランティアの分担する仕事は、福祉施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。

- ・要援護者介護、看護活動の補助
- ・清掃及び防疫活動への応援
- ・災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ・その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

3 福祉避難所の運営

(1) 名簿の作成・管理

ア 福祉避難所に避難している避難者の名簿【様式1：避難者名簿】を作成し、随時更新します。

イ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録します。

ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所の状況について災害対策本部へ報告します。

(2) 食料・水の配給

ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については個別に対処します。

イ 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて物資・食材依頼伝票【様式2：物資・食材依頼伝票】に記入し、災害対策本部へ提出します。

ウ 食料の要請に当っては、必要な食料を的確に把握し、余剰食糧が発生しないよう注意します。

(3) 物資の配給

ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応します。

イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて物資・食材依頼伝票【様式2：物資・食材依頼伝票】に記入し、災害対策本部へ

提出します。

ウ 物資の要請に当っては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意します。

(4) 物資の管理

ア 要請した物資が搬送されたら物資・食材依頼伝票【様式2：物資・食材依頼伝票】にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。

<物資の管理・保管方法>

- ・男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
- ・生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。

イ 搬送された物資については、避難所物品受払簿【様式3：避難所物品受払簿】に記入します。

ウ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

(5) トイレに関する対応

ア 必要に応じて、仮設トイレ等を所定の場所に設置します。

イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。

ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行いますが、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

<トイレ>

- ・仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

(6) ごみに関する対応

ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。

イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

ウ ごみ集積所は、屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(7) 防疫に関する対応

ア 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。

イ 手洗いを励行します。

ウ 風呂の利用について周知します。

エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。

オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

＜生活用水の確保＞

- ・飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

＜手洗いの励行＞

- ・手洗い所には、消毒液を配置します。

＜食器の取扱い＞

- ・衛生確保の観点から、食器は出来るだけ使い捨てとします。

(8) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(9) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

ア 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼び出しなどは時間を決めて行います。

イ 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。

ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。

エ 呼び出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

(10) 生活情報の提供

求められる様々な情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

＜避難者の必要とする情報＞

- ・被害・安否情報
- ・医療・救護情報
- ・余震、天候情報
- ・生活物資情報
- ・ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・生活再建情報

＜情報の収集方法＞

- ・災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。

- ・テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

<情報の周知>

- ・収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- ・掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ・不要となった情報も記録・整理して保管します。

4 福祉避難所における要援護者の支援

(1) 要援護者の支援

ア 定期的に、要援護者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。

イ 福祉避難所において、障がい者や高齢者などが生活しやすい避難所の環境整備に努めます。

ウ 福祉避難所では、要援護者それぞれの配慮事項に応じた対応に努めます。

<高齢者>

- ・避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ・認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- ・トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。

<視覚障がい者>

- ・避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- ・放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

<聴覚障がい者>

- ・伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- ・掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- ・手話通訳者等を派遣します。

<肢体不自由者>

- ・車いすが通れる幅を確保します。

<内部障がい者>

- ・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。
- ・医療機関等の協力により巡回診療を行います。

<知的障がい者>

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

<乳幼児>

- ・退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
- ・乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

(2) 福祉サービスの提供

ア 要援護者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要援護者に対して必要な福祉サービスを提供します。

イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

(3) 総合相談窓口の設置

要援護者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

ア 福祉避難所での避難生活が困難な要援護者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

イ 要援護者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

5 福祉避難所の閉鎖

ア 避難者の撤収状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、避難している要援護者及びその家族に十分に説明します。

イ 避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての指定を解除します。

6. 委員名簿

奈良県災害時要援護者支援検討委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職 等
木 村 玲 欧 (委員長)	兵庫県立大学環境人間学部准教授
八 木 三 郎	天理大学おやさと研究所准教授
小 西 満洲男	奈良県民生児童委員連合会長
辻 誠 一	上牧町桜ヶ丘2丁目自治会長
西 垣 素 典	大和郡山市介護福祉課長
和 田 圭 史	吉野町総務課長
中 澤 修	奈良県防災統括室長
林 法 夫	奈良県地域福祉課長

(順不同)

7. 参考資料

<国作成資料>

- 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン
(平成20年6月 厚生労働省)
- 災害時要援護者の避難対策事例集
(平成22年3月 総務省消防庁)
- 自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集
(平成24年7月 厚生労働省)
- 災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書
(平成25年 内閣府)
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
(平成25年8月 内閣府)
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(平成25年8月 内閣府)

<県作成資料>

- 奈良県災害時要援護者支援ガイドライン第2版
(平成19年3月 奈良県)
- 奈良県避難所運営マニュアル
(平成22年3月 奈良県)
- 奈良県災害時外国人支援マニュアル
(平成25年6月 奈良県外国人支援センター)

<他府県作成資料>

- 岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(初版)
(平成24年3月 岐阜県)
- 災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)
(平成25年2月改訂版 東京都)
- 災害時要援護者支援指針(平成25年版)
(平成25年6月 兵庫県)

<その他>

- 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針(第1版)
(平成25年4月 全国民生委員児童委員連合会)
- 災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック
(平成26年1月 全国民生委員児童委員連合会)

8. 災害対応マニュアル等のリンク集

ここに掲載したものは一例であり、これ以外にも多くの有益な資料があります。

<障害者に関するもの>

- ・災害時難病患者支援計画を策定するための指針（難病情報センター）
<http://www.nanbyou.or.jp/entry/1602>
- ・災害時の視覚障害者支援者マニュアル（日本盲人福祉委員会）
www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h24_kentoukai/2/pdf/5_4.pdf
- ・視覚障害者のための防災・避難マニュアル（日本盲人会連合）
www.normanet.ne.jp/~nichimo//fukushi/pdf/bousai.pdf
- ・聴覚障害者災害時初動・安否確認マニュアル（全日本ろうあ連盟）
<http://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011/p018>
- ・聴覚障害者災害対策マニュアル（「目で聴くテレビ」）
<http://www.medekiku.jp/bousai/manual.html>
- ・知的障害者のグループホーム・ケアホーム防災マニュアル（日本知的障害者福祉協会）
<http://www.aigo.or.jp/menu01/images/furoku.pdf>
- ・波の会 災害対応マニュアル（日本てんかん協会）
http://www.jea-net.jp/files/use_manual.pdf
- ・自閉症の人たちのための防災ハンドブック-支援をする方へ（日本自閉症協会）
<http://www.autism.or.jp/bousai/bousai-hb-siensayou.pdf>
- ・自閉症の人たちのための防災ハンドブック-自閉症のあなたと家族の方へ（同上）
<http://www.autism.or.jp/bousai/bousai-hb-honninkazoku.pdf>
- ・オストメイトの災害対策（日本オストミー協会）
<http://www.joa-net.org/contents/useful/06.htm>
- ・障がいがある方たちの災害対応のてびき（岩手県社会福祉協議会）
www.iwate-shakyo.or.jp/09stebiki/data/saigai-tebiki.pdf
- ・障害者サポートマニュアル（神戸市東灘区自立支援協議会）
www.hnada-jiritsu.org/blog/wp-content/uploads/2013/08/84b70eb595691b5f4ee0bb59df69b24f.pdf

<その他の対象者に関するもの>

- ・災害看護命を守る知識と技術の情報館（兵庫県立大学大学院看護学研究科 21 世紀 COE プログラム）
<http://www.coe-cnas.jp/>

<災害時要援護者に関する地域住民への啓発資料>

- ・地域住民が具体的なアクションを誘導するためのガイドブック（兵庫県）
http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa18/pa18_000000068.html